

令和6年度 積算基準の改定に伴う週休2日補正の変更について

令和6年10月
たつの市

みだしの件について、兵庫県が積算基準を改定し、週休2日補正が下記のとおり変更されたので、本市における取り扱いについては下記のとおりお知らせします。

記

1. 積算基準の改定に伴う週休2日補正の変更

(1) 改正内容

令和6年度基準では休日取得率100%達成時のみ補正を行う。

2. 改正時期

設計書の単価適用年月日が令和6年10月1日以降の契約課が発注する土木工事

3. その他

詳細については、「令和6年度 積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）」を参照して下さい。

また、兵庫県では、週休二日（交替制）が追加されましたが、たつの市においては、今後の検討とします。